

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本校では、学則で定める修業年限以上在籍し、各学科所定の単位を修得するとともに、教育理念に基づいた以下のような力を身につけた者に対して、卒業を認定する。

- 1) 医療・福祉・保育の現場で必要とされる実践的・専門的能力を身に付ける。
- 2) 社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付ける。
- 3) 豊かな心（他人を思いやる心や献身的な心 など）を身に付ける。

また、本校設置の課程のうち修業年限が2年以上かつ総授業時数1,700時間以上の学科を修了した者には、その課程の専門士の称号を授与する。卒業判定は、毎年3月初旬に全教職員による卒業判定会議が行われ、学校長が卒業の認定を行う。

<介護福祉学科>

- 1) 介護を必要とする方々に関わるために、介護福祉士として必要な専門的知識と技能を身に付ける。
- 2) 多職種連携や地域連携、個別援助計画を実践していくための思考力と実践力を身に付ける。
- 3) 自分が所属する様々なチームをマネジメントできる知識と技術を身に付ける。
- 4) 人から求められる人間性と態度を身に付ける。

<こども保育学科>

- 1) 保育・福祉における様々な課題をとらえ、現場で支援・指導するための専門的知識及び技能を身に付ける。
- 2) 保護者、地域、多職種と円滑にコミュニケーションをはかる能力を兼ね備え、保育・福祉の現場で実践できる能力を身に付ける。
- 3) 保育・福祉に携わる社会人として相応しい倫理観、使命感・責任感、やさしさと思いやりを持って行動できる。

<臨床工学科>

- 1) 医療の現場で生かせる実践力を得るために必要な基本的技術と知識を習得する。
- 2) 自発的に学習できる力を身につけ、国家試験合格に必要な知識を習得する。
- 3) 臨床現場に必要な職業倫理観とマナーを身に付ける。